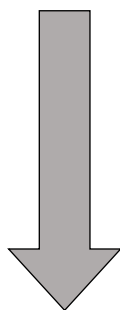


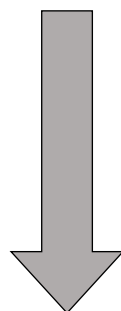
事業者向け 中小企業支援補助金

町内で事業を営んでいる皆さまのための補助金です
前向きな一歩を応援します

自社PR・販売力を
促進するため
チラシ・ホームページを
作成したい



国・県外への
商品やサービス等の
販路拡大のため
展示会に出展したい



販売力促進支援事業

自社PR・広報宣伝費用を補助

補助上限：5万円

※新規創業者は15万円

※事業の委託先が町内企業の場合、
新規創業者に限らず5万円を加算

県外販路拡大支援事業

販路拡大のため、国・県外の展示
会（オンライン含む）出展に係る
費用を補助

補助上限：10万円

※補助率はいずれも対象経費の2分の1以内

※新規創業者の方は開業届が必要です

裏面に、支援補助金制度の詳細を記載しています ご確認ください

清水町 産業観光課 産業振興係

〒411-8650 清水町堂庭210番地の1 ☎055-981-8239

「清水町中小企業支援補助金制度」の概要

区 分	内 容
補助対象者	○中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条に規定する中小企業者であり、町内に本社または事業所を有し、事業を営んでいる者 ○町税等の滞納がない者
補助対象経費	それぞれの事業区分に掲げるとおりとする。 (1)県外販路拡大支援事業 国・県外の展示会・商談会等に係る出展料・配送料・登録料 (2)販売力促進支援事業 ホームページ・パンフレット作成費等の販売促進に係る費用
補 助 額 / 補 助 割 合 等	補助率はいずれも対象経費の2分の1以内 (1)県外販路拡大支援事業 上限10万円 (2)販売力促進支援事業 上限5万円(新規:15万円) (新規:新規創業者 事業を開始した日以降の期間が5年未満の個人又は設立の日以降の期間が5年未満の会社) ※ただし(2)の事業は、事業の委託先が町内事業者である場合は新規創業者に限らず、上限額に5万円を加算する。
注意事項	補助を受けるためには、事前に申請をすることが必要です。 ※事業実施後の申請は、受付できませんのでご注意ください。

※申請に必要な書類は、清水町ホームページからダウンロードできます。
清水町ホームページURL

<http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/chiiki/chiiki00262.html>

